

香取市第3期子ども・子育て支援事業計画の変更概要

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第47号)により、令和8年4月から乳児等通園支援事業(「こども誰でも通園制度」)が全国一律の給付制度として開始されることに伴い、制度の実施に必要な体制を整備するため、「香取市第3期子ども・子育て支援事業計画」において必要となる記載事項を追記するものです。

1 変更の理由

令和8年度から「こども誰でも通園制度」が給付制度化されることによる必要事項の追記

2 変更の概要

P82 第4章 施策の展開の(18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供等に関する体制確保が必要となるため、こども誰でも通園制度の対象児が満3歳未満までであることを踏まえ、制度終了後の教育・保育施設への円滑な移行に係る記載を追加する。

3 関係法令

- ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。)
- ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成26年内閣府告示第159号。)